

TH Picks for Doctor

Vol. 16
2025.03

【発行日】 2025年3月1日発行

【発行元】 本郷メディカルソリューションズ株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階

TEL : 0120-016-705 [受付時間 : 9時00分～17時30分 (土日・祝日・年末年始除く)]

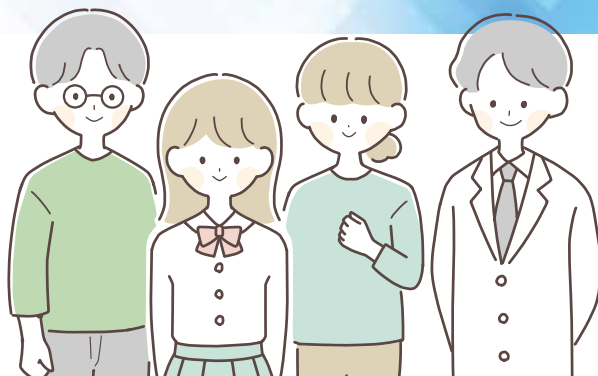
URL : <https://corporate.ht-hms.co.jp/>

Webサイト



特集01

令和7年度税制改正解説 「103万円の壁の見直しと 特定親族特別控除（仮称）の創設」



令和6年12月20日に令和7年度税制改正大綱が公表されました。今回の改正では、昨今の物価上昇や深刻な労働力不足といった現状を踏まえ、所得の増加という形で豊かさを実感できるような所得税の負担軽減、生産性の向上につながるような法人税の見直しなどが盛り込まれました。

今回のTH Picksでは、所得税の改正ポイントのうち、皆様にも身近な2つのテーマを取り上げて解説します。

執筆日（令和7年2月下旬）時点ではまだ「年収の壁」について議論が続いていますが、既出の税制改正大綱の内容に沿ってご案内することをご了承ください。

1. 所得税の基礎控除及び給与所得控除（103万円の壁）の見直しについて

1.103万円の壁について（現行制度）

現行制度では、合計所得金額（給与所得や事業所得など各種所得の合計金額（純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額））が2,400万円以下の納税者は48万円の基礎控除額があるとともに、給与等の収入金額（給与所得の源泉徴収票の支払金額）が162万5千円以下の納税者は55万円の給与所得控除額があります。

つまり、現行制度では基礎控除額の48万円と給与所得控除額の55万円を合わせた103万円までの給与収入につきましては所得税が発生しないこととなっています。

2. 基礎控除額48万円の見直し

所得税の基礎控除額を現行の48万円から**58万円**に10万円、約20%程度の引き上げが大綱に盛り込まれました。約20%の引き上げとしたのは、最後に基礎控除額の引き上げが行われた平成7年から令和5年にかけて消費者物価指数が約20%程度上昇していることが背景にあります。

合計所得金額	現行制度	改正案
2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円

3. 給与所得控除額の見直し

給与所得控除額については現行の最低保障額55万円から65万円に引き上げが大纲に盛り込まれました。

4. 改正案による効果

基礎控除額及び給与所得控除額がこの通り引き上げられると、103万円の控除額が基礎控除額58万円＋給与所得控除額65万円＝合計123万円になります。

年収	現行制度	改正案	年間減税額
150万円	2万3,500円	1万3,500円	1万円
300万円	7万7,000円	7万2,000円	5千円
450万円	17万500円	16万500円	1万円
600万円	34万8,500円	32万8,500円	2万円
800万円	69万6,500円	67万6,500円	2万円
1000万円	110万5,100円	108万2,100円	2万3,000円

※給与所得控除、基礎控除以外の条件は考慮しておりません。

5. 実務上の留意点

地方税である個人住民税の給与所得控除の最低保障額も同様の引き上げが予定されていますが、基礎控除額は43万円のまま据え置きとなります。

6. 適用時期

所得税は令和7年分以後、個人住民税については令和8年度分以後適用されます。

2. 特定親族特別控除（仮称）の創設

1. 制度の概要

19歳から22歳までの大学生年代の子等^{※1}を扶養している場合、その親は特定扶養控除が受けられます。従来は、特定扶養控除の基準として合計所得金額^{※2}48万円（給与収入103万円）とされていましたが、今回の税制改正により、合計所得金額85万円（給与収入150万円）まで同等の控除を受けられる「特定親族特別控除（仮称）」が創設される見込みです。

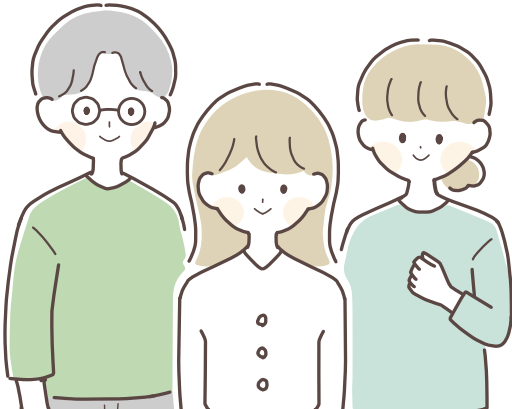
※1 納税者が生計を一にする年齢19～23歳未満の親族等（居住者の配偶者及び青色事業専従者を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるもの）で控除対象扶養親族に該当しない者を指す。

※2 給与収入から給与所得控除を差し引いた額

2. 制度の内容

現行制度では、下記の表のように基準とされる大学生世代の子等の合計所得金額が48万円（給与収入103万円）を超えているか否かで、納税者が特定扶養控除適用の対象かどうかを判定していました。

現行制度	
親族等の合計所得金額	控除額
48万円以下	63万円
48万円超	0円



改正案の「特定親族特別控除（仮称）」では、基準とされる大学生世代の子等の合計所得金額が48万円から**85万円**まで引き上げられているとともに、85万円を超えた場合でも控除額を段階的に減らす仕組みを導入し、世帯収入が増えても手取りが減ることの無いようになります。

改正案		
親族等の合計所得金額		控除額
58万円超	85万円以下	63万円
85万円超	90万円以下	61万円
90万円超	95万円以下	51万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円

3. 改正案による効果

前提条件

- 夫.....給与収入 600万円
- 妻.....専業主婦
- 大学生世代の子等.....給与収入 150万円

現行制度	改正案
○ 配偶者控除38万円 ○ 基礎控除48万円	○ 配偶者控除38万円 ○ 基礎控除58万円 ○ 特定親族特別控除63万円
所得税額 272,500円	所得税額 189,500円
年間減税額 83,000円	

※復興特別所得税は含まれておりません。
※前提条件以外の条件等は考慮しておりません。
※個人住民税についても、同様に段階的に控除額が設定されます。

4. 適用時期

所得税は令和7年分以後、個人住民税については令和8年度分以後適用されます。



本資料は令和6年12月20日現在の税制及び公表資料に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。この為、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

さらに詳しく知りたい方はぜひ下記のセミナーをご視聴ください

医療専門税理士がまるっと解説！
医師のための税制改正のポイント2025

配信期間 2025年4月1日（火）～4月25日（金）

賢く節税！法人税の改正ポイント／賢く承継！所得税と資産税の改正ポイント



年収の壁～社会保険料の壁とは？

パートやアルバイトで働いている方の収入が一定以上になると、税金や社会保険料の負担が増え、結果として手取り収入が減少してしまうことがあります。手取り収入が減らないように年収を抑えようと意識する金額のボーダーラインを、いわゆる「年収の壁」といいます。年収の壁には、「税の壁」と「社会保険料の壁」があります。今回は、社会保険料の壁について解説いたします。

社会保険料の2つの壁とは？

一定の要件を満たした場合、健康保険・厚生年金（「社会保険」）に加入し、健康保険料、厚生年金保険料を負担する必要があります^{※1}。社会保険には、2つの壁があります。

1. 106万円の壁について

以下すべての要件を満たした場合、社会保険に加入する必要があります。

- 特定適用事業所^{※2}に勤務している
- 所定内賃金が月額8.8万円以上である
- 週の所定労働時間が20時間以上である
- 学生でない
- 2か月を超える雇用見込みがある

注意点 所定内賃金について

- 「所定内賃金が月額8.8万円以上」を年収に換算すると106万円（ $\equiv 8.8\text{万円} \times 12$ ）のため、「106万円の壁」と呼ぶ
- 所定内賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、所定時間外労働等に対して支払われる賃金（割増賃金等）、最低賃金法において算入しないことを定める賃金（通勤手当等）は含まない

2. 130万円の壁について

特定適用事業所以外で勤務する方については、年収の見込みが130万円以上となった場合、社会保険に加入する必要があります。

注意点 収入について

- 被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入（過去の収入のことではない）
- 課税・非課税を問わず、恒常的な収入

恒常的な収入の例	恒常でない収入の例
給与所得、事業収入、利子所得、株式配当及び売却利益、公的年金、雇用保険失業給付（基本手当等）、傷病手当金、出産手当金、労災の各種補償年金、企業年金、個人年金	退職金、宝くじ

現在、政府は、社会保険のさらなる適用拡大を検討しています。現時点で社会保険の加入対象とならなくても、今後、社会保険の加入対象となる可能性があります。社会保険に加入すると、将来的に受給できる年金の増額や、健康保険の傷病手当金・出産手当金を受けられるメリットがあります。将来を見据えて、今後の働き方を検討する必要があります。

^{※1}40歳以上65歳未満の方は、介護保険の被保険者となり、介護保険料も負担する必要があります

^{※2}厚生年金保険の被保険者数51人以上の事業所

参考文献等

- 政府広報オンライン『「年収の壁」対策がスタート！パートやアルバイトはどうなる？』2024/10/30（参照2025/02/10）
- 廣部正義『健康保険被扶養者認定Q&A』（健康と年金出版社、2009）
- 厚生労働省「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q & A集（令和6年10月施行分）」2024/10/18（参照2025/02/10）

